

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

当院では、患者本人の意思決定を基本とし、人生の最終段階における医療・ケアの在り方について、本人および家族等と、医療・ケアチームが十分な話し合いを行い、合意形成を図るための支援を行います。

2. 意思決定支援のプロセス

- ・適切な情報提供と説明：医師等の医療従事者は、現在の病状、今後の予測、医療・ケアの選択肢等について、本人へ適切な情報提供と説明を行います。
- ・反復的な対話(アドバンス・ケア・プランニング)：本人の意思は心身の状態に応じて変化するものであることを踏まえ、状態の変化に応じて繰り返し話し合いを行います。
- ・多職種連携と共有：医師、看護師等からなる医療・ケアチームが連携して支援にあたり、話し合いの内容は都度診療録に記録し、関係者間で情報を共有します。

3. 本人の意思確認が困難な場合の対応

本人の意思確認ができない場合は、以下の手順により「本人にとっての最善の方針」を決定します。

- ・家族等による推定意思：家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意思を尊重します。
- ・家族等との協議：家族等が本人の意思を推定できない場合は、本人に代わる者として家族等と十分に協議し、本人にとっての最善の方針を検討します。
- ・医療・ケアチームによる慎重な判断：家族等がいない場合や、判断を委ねられた場合は、医療・ケアチームにおいて医学的妥当性と適切性を基に検討を行います。

4. 方針決定が困難な場合の対応

医療・ケアの内容決定において、本人・家族等と医療・ケアチーム間での合意形成が困難な場合や、家族間での意見の相違がある場合は、必要に応じて外部の専門家(協力医療機関等)による助言を得るなど、複数の専門家を含めた検討の場を設けて方針を決定します。